

盛岡市岩手公園の管理を行う指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 盛岡市岩手公園
- (2) 位 置 盛岡市内丸1番37号
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 特定非営利活動法人緑の相談室
- ・ 代表者名 理事長 鎌 田 定 悦
- ・ 所在地 盛岡市内丸4番15号

- (3) 候補者の主な業務内容

社会教育の推進を図る活動，まちづくりの推進を図る活動，観光の振興を図る活動外

- (4) 候補者の実績

- ・ 盛岡市岩手公園指定管理業務 平成27年4月1日～令和2年3月31日
- ・ 岩手県内丸緑地指定管理業務 平成30年4月1日～令和5年3月31日
- ・ 岩手県立緑化センター指定管理業務 平成30年4月1日～令和5年3月31日

3 指定までの経過

令和元年7月1日	申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ）
7月17日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月25日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
7月29日～8月28日	公募期間
9月10日	審査の実施
12月20日	指定の議決
12月23日	指定
12月24日	告示

4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	特定非営利活動法人 緑の相談室	624.0点	411.4点	65.9%	21,662,000円	21,660,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

5 総評（候補者となった団体の評価が高かった点について）

書類審査による評価は全般的に標準以上の評価であった。特に市民の平等な使用が確保されること及びサービスの向上が図られていること（円滑な施設運営、施設の運営に利用者が関与することについて方策がとられているか（市民との協働の視点がある））で評価が高かった。

聴き取り審査では、施設の設置理念・目的及び政策課題を理解しているか、収支予算を計画するにあたって、経費の算定（縮減の工夫）をどのようにしたか及びその他の事業者としてアピールしたい点について比較的高い評価であった。

6 審査員

- (1) 盛岡市商工会議所常務理事事務局長 佐藤 誠 司
- (2) 株式会社邑計画事務所代表取締役 吉田 基
- (3) 株式会社ネクサス代表取締役 中村 正
- (4) 盛岡市都市整備部公園みどり課長 森 勝利